

弥監発第13号
平成26年8月26日

弥彦村長 大 谷 良 孝 様

弥彦村監査委員 本 多 克
同 武 石 雅 之

平成25年度弥彦村財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、標題の審査をしたので、その意見を別紙のとおり提出する。

平成25年度 弥彦村普通会計財政健全化審査意見書

第1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に照らして算定過程に誤りはないか、書類が適正に作成されているかどうかを主眼として慎重に実施した。

1. 審査の対象

弥彦村一般会計及び5特別会計

2. 審査の期間

平成 26年 8月 20 日

3. 審査の場所

弥彦村役場 委員会室

第2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	-	-	15.00%
② 連結実質赤字比率	-	-	20.00%
③ 実質公債費比率	14.9%	15.7%	25.0%
④ 将来負担比率	139.7%	137.6%	350.0%

※実質赤字比率・連結実質赤字比率は、赤字額がない場合「-」と表示

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は0以下となり、特に記述すべき意見はない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は0以下となり、特に記述すべき意見はない。

③ 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は14.9%となり、前年度より0.8ポイントの向上となった。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、また、起債に県の許可が必要な18.0%も下回っている。

④ 将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は139.7%となり、前年度より2.1ポイント上回った。ただし早期健全化基準の350.0%と比較すると下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成25年度 弥彦村水道事業会計経営健全化審査意見書

第1. 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に照らして算定過程に誤りはないか、書類が適正に作成されているかどうかを主眼として慎重に実施した。

1. 審査の対象

弥彦村水道事業会計

2. 審査の期間

平成 26 年 8 月 20 日

3. 審査の場所

弥彦村役場 委員会室

第2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成25年度	平成24年度	経営健全化基準
① 資 金 不 足 比 率	-	-	20.0%

※資金不足比率は、不足額がない場合「-」と表示

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

資金不足比率は0以下となり、特に記述すべき意見はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成25年度 弥彦村特定環境保全公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

第1. 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

1. 審査の対象

弥彦村特定環境保全公共下水道事業会計

2. 審査の期間

平成 26 年 8 月 20 日

3. 審査の場所

弥彦村役場 委員会室

第2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成25年度	平成24年度	経営健全化基準
① 資 金 不 足 比 率	-	-	20.0%

※資金不足比率は、不足額がない場合「-」と表示

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

資金不足比率は0以下となり、特に記述すべき意見はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。